

Doc. No. 6 *

2744

Togo

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國

其他

對

荒不貞夫其他

宣誓供述書

供述者

成田勝四郎

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

Rush

一、私は昭和三年（一九二八年）外務省に入り、昭和九年（一九三四年）六月より昭和十三年（一九三八年）一月迄、歐亞局第一課に、昭和十三年（一九三八年）三月より十月迄、在伯林大使館三等書記官、昭和十三年（一九三八年）十二月より昭和十五年（一九四〇年）八月迄、在新京大使館三等次で二等書記官、昭和十五年（一九四〇年）八月より昭和十七年（一九四二年）十一月迄、歐亞局第一課の首席事務官次で課長、昭和十七年（一九四二年）十一月より昭和二十年（一九四五年）八月迄、人事課長として勤務しました。

二、私の最初の歐亞局第一課勤務の三年餘の期間、局長は東郷茂徳氏でありました。その期間には主として満洲國の發展より生じた數多の日蘇問題、例へば國境紛争、滿洲國內の蘇聯國籍人との紛争、赤の脅威に對する紛争があり、また、蘇聯問題の主管局長としての東郷氏は蘇聯の不法行為に對しては嚴重に抗議されましたが、日本側に

不當な仕業のある場合には同様に厳しく詰責して居られます。例へば陸軍省又は在新京大使（同時に關東軍司令官でもありました）から關東軍より報告された國境事件につき、蘇聯に抗議を發する様多くの要求がありました。之等の要求は新京から直接電報で來るか、或は陸軍省宛の電報の寫しを同省から同附して來たのですが、何れも露西亞問題を取扱つてゐた歐亞局第一課で取扱つて居ました。それらは極めて多數で、私が見て處理したのも多く、そうでないのも澤山ありました。時には陸軍省關係官より第一課係官に口頭で要求して來ることもありましたが、東郷局長は抗議を發する前に日本側に過失がないことを確める爲更に調査を要すると述べられたことが屢々あります。斯かる場合には再調査の訓令が新京の大使館に發せられ、或は陸軍省にその旨要求しました。東郷氏は陸軍省や關東軍に對し、蘇聯側に過失があつた場合の日本の立場を強固にしたいなら、やる方を改め自ら過誤を犯

さめ様注意されました。東郷氏は又國境事件以外の日蘇
又は滿蘇間紛争に付ても新京大使館或は陸軍省を通じて
陸軍當局に多くの警告を發しました。

三、樺太の利權企業經營者や漁業協定により蘇聯水域で作業
する日本人漁業者から、蘇聯の壓迫に付歐亞局第一課を
通じて外務省に對し頻繁に苦情を申し立て、参りました。東
郷氏は屢々私、前で彼等に對し、業者側にも落度がある即ち業者
が問題を誇張したり事實の一部を隠したり不當な利益を収め
たり又一般に利權契約や漁業權の遵守につつて最も誠實なる
努力をしてゐないことを指摘されました。かかる場合に業者が外務
省から蘇聯に對して強い態度に出て貰ひたいと要請すると
東郷氏はよく業者に對し、諸君は不當に政府の保護に頼らう
として居る。蘇聯が明瞭に不法なる措置に出た時にのみ政府
の援助を期待出来るのだと悟されました。

四、上述の期間中防共協定の締結は日蘇關係を冷却させました。

かゝる協定を締結することに決した政府の方針に従ひ、その締結に關する外務省の事務を處理することは東郷氏を長とする
歐亞局の任務でありましたが、當時私は東郷氏は「イテオロギ」と闘争する爲に政治的協定を締結するは無意味なりとの意見であつたといふことを聞きました。

五、昭和十三年（一九三八年）三月三等書記官として伯林大使館に着任後、私は大島陸軍武官が防共協定強化の爲に活躍中だとの報があることを知りました。詳細は大使館員には不明でしたが陸軍武官が大使に知らせずに「リッベントロップ外相と直接に話合つてゐるといふことは知つて居りました。

東郷大使は防共協定の強化乃至は日獨伊同盟の如きものに對しては強く反對して居られ、交渉進行中と知るや直ちに外務大臣に對し右趣旨の見解を進言されました。氏の外相宛の電報や又私及他の館員への説明によつて當時私に知りました氏の意見は「ナチ」の外交政策は早かれ遅かれ獨逸を蘇聯、英國、佛蘭西その他諸國

との衝突に導くであらう。そして獨伊との同盟條約は支那事
變の解決に寄與せざるのみならず、日本を歐洲の、そして遂には
世界の動亂に捲き込むだらうと云ふのであります。

東郷大使の日獨同盟に對するかゝる態度は大使が支那に
關する經濟提携強化にツソテ、獨逸側提議に應じなかつた
こと、相俟つて大使と「リフベントロップ」外相との關係を悪化せしめ
他方氏が引續き伯林に駐在することは日獨提携強化の希望を
實現の邪魔になると考へて居た陸海軍側、反對を強くする
に至つたのであります。

六、昭和十三年（一九三八年）十一月私が日本に歸つてから知つたことにより
ますと、東郷大使の伯林から莫斯科への轉任は氏のかゝる態度
と軍部のこの様な反對に基くものであります。當時私が知つた
ことを私は昭和十三年（一九三八年）十二月六日の手紙で東郷氏に
報告しました。此の手紙は私に示され辯護側文書第二八五二号
となつて居ります。私は此の問題をよく知つてゐた外務省歐亞

長から聞き知つたといふこと以外に、この文面に何等附言する
ることはありません。

七、東郷氏の第一次外相時代、歐亞局第一課長として公務上日蘇
關係事項を取扱つた關係から私は東郷氏の蘇聯に對する
態度をよく承知して居ります。東郷氏は職に就かれて以來、
當時日蘇間に行はれて居た中立を兩國共に嚴格忠實に
遵守する爲に熱心に努力されました。

昭和十六年（一九四一年）十一月二十日外相は「スマタニン」蘇聯大使を
招致し八月五日及十三日に同大使が當時、外相豊田大將との
會談に於て、蘇聯は中立條約に忠實である、蘇聯領内
他國に軍事基地を許與しない旨の保証を與へたことを指
摘し、次で「スマタニン」氏は蘇聯の該政策は不変であり中立
條約は日本と同様蘇聯にとりても引續き兩國關係の基
礎たるべきことを確認せられたいと申入れられました。十二月一日

「スマタニン」氏は蘇政府の命に依る趣を以て求められた確認を

與へ更に十二月六日『モロトフ』外相の命令により中立條約は
蘇聯の對日政策の基礎をなす旨再確認しました。

八、太平洋戦争開始後昭和十七年九月初迄の間にて蘇聯邦
船舶の航行等に関し若干の問題がありました。即ち我が海軍
に於ては我が國沿岸防禦の必要上防禦海面なるものを設定
して一般船舶の通航を或る程度制限し、或は外國船の所定
地區通航に付一定の勸告を爲すこと、致しましたので外務省
は是等日本海軍に依つて執らるべき措置に付其の都度海
軍省の要所に基き在京蘇聯邦大使館に豫め通報し尚
右措置に関し蘇聯邦船舶の抑留等の問題が起りました
際には釋放其他の方法に依る問題の迅速解決の爲め盡力
しました。

又蘇聯邦船が交戦地域内に於て損害を受け中には沈没し
たものもありましたが其の場合外務省は其の原因の如何
を問はず船員の保護送還等善後措置に付て可能なる

限りの便宜を供與する様努力しました。

九、東郷氏の第二次外相の全期間私は外務省人事課長でありました。この期間に於て軍部より駐蘇大使佐藤尚武氏は蘇聯及戦争に對する態度に「積極性に欠くる所あり」とて氏を轉任せしむることが望ましいに日の意向が決らされました。私が此の事に付東郷氏と話した時若し佐藤大使を蘇聯から他に轉ずるとすればそれは戦争終結の目的で米英兩國政府と接觸し得る様な歐洲の地位であらうと言はれ、就ては佐藤大使が派遣せらるべき所は我が國の外交代表が何れも公使である瑞典、瑞西又は「ヴァカ」だらうから大使をして居るものを公使として任命し得るかといふ問題を研究せよと言はれました。其の後間もなく私はこの事について氏に報告しました。

此の事は東郷外相就任後間もない頃、昭和二十年四月のことであつたと思ひますが或る事情、爲それ以上の進展を見ませんでした。それは主として其の後間もなく蘇聯の仲介に

よる戦争終結の計畫が進められたからであります。

一、外務省職員に對する支那事変論功行賞は私が人事課長
在任中其の事務を處理し賞勳局とも之に付自ら交渉しま
した。當時外務省として行賞上の功績審査標準を二通
り設けましたが、其の第一は事変中外務省が關與した主な
事項（例へば事変勃發直後の對支交渉、居留民の保護引揚、
第三國の在支權益に關する交渉、第三國との政治交渉、貿易の
協定の締結等）を列擧し各人の之に對する功績を調査した
のであり列擧事項は必ずしも直接支那事変に關係があ
る事項に限定せられませんでした。第二は事変との關係に於て
重要な任地と然らざるものとを程度に應じて等級別とし、
各人の職歴を調べて重要な任地に長期間而も重要時
期に在職した事實があればそれ丈にて一定の功績ありたる
ものと推定するといふ方法でありました。

之が東郷氏の場合具体的に如何に適用されたかと申しますと、

第一の標準に依つて賞勳局で氏の功績として取上げられたのは「ノモンハン」停戦交渉に關するものでありました。然し

東郷氏は第二の標準に依つて行賞の全期間即ち昭和十二年七月七日から昭和十五年四月二十九日に至る間、歐亜局長、駐獨大使、駐蘇大使といふ事変現地を除いては第一級に位する重要任地に在勤したといふ事實に基き既に勳章を以て賞與せらるゝカテゴリーに入られたものと記憶して居ります。

旭日大綬章（之は最高勳章ではありません）を賜りましたのは特別の事情に依るものでは無く東郷氏は支那事変中の功績に對する行賞決定前たる昭和十六年五月に定期叙勳として瑞寶一等を賜つて居りますのでその真ぐ上級の勳章即ち旭日大綬章を賜つたに過ぎないであります。

№ 1. 000 号

昭和二十二年（一九四七年）十月三日 於東京

供述者

成田勝四郎印

右ハ當立命人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於

東京

立會人

西春彦印

№ 1. 100 #

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ秘シズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣

誓

書

署名捺印

成田 勝 四郎 印